

16 成績区分の変更に関する学則改正（昭和五年十二月）

（欄外注記1）

（欄外注記2）

（欄外注記3）

案起 昭和五年十一月廿一日 主任（森田印）（丸山印）	案起 昭和五年十二月四日 主任（堀口印）（森田印）
学務部長 学務課長（中原印）	学務部長 学務課長（中原印）
進	下
達	付
中央大学 学部並専門部 学則変更認可之件 右第三式經由印ヲ捺シ文部省 へ進達可然哉	同上ニ対スル指令 昭和五年十二月三日 認可 右第四式經由印ヲ捺シ 上記学校 へ送付可然哉

（欄外注記4）

進 達 願

本大学学部並専門部学則改正認可申請書別冊主務省ニ御進達被
成下度此段及御願候也

昭和五年十一月二十日

財団法人中央大学学長

法学博士原 嘉道印

東京府知事 牛塚虎太郎殿

学則改正認可申請書

本大学学部並専門部学則中別紙ノ通り改正致度学則改正要旨並理由相添此段認可申請候也

昭和五年十一月二十日

財団法人中央大学学長

法学博士原 嘉道印

文部大臣 田中隆三殿

学則改正要旨及理由

学部並専門部ノ試験成績ヲ甲、乙、丙、ノ三ニ区分シ甲、乙、ヲ合格トシ丙ヲ不合格ト為ス為メ之ニ関スル学則ヲ改正セントス

学則改正案

中央大学学則第二十七条第二項及専門部学則第二十六条第二項ヲ左ノ如ク改ム
試験ノ成績ハ甲、乙、丙ヲ以テ表示シ甲、乙、ヲ合格トシ丙ヲ不合格トス

(欄外注記1)

「收受年学第一二〇二二号」 「判決十一月二十四日」 「施行十一月二十四日」

(欄外注記2)

「判決十二月六日」 「施行十二月八日」

(欄外注記3)

「完結」

(欄外注記4)

「東京府收受・昭和五年十一月二十一日・午学第一二〇二二号」
〔昭和五年学務課私立学校第一種冊の十三 313 F15〕